

流山市上下水道料金徴収等業務委託
プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、流山市上下水道局（以下「委託者」という。）が委託する流山市上下水道料金徴収等の業務における事業の効率化及び利用者のサービス等のより一層の向上を図るため、検針業務及び収納業務等を行い得る能力を有する民間事業者の中から、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により最も優れた能力等を有する者を特定するための必要な事項を定めるものである。

(業務委託の名称)

第2条 業務委託の名称は、「流山市上下水道料金徴収等業務委託」（以下「業務委託」という。）とする。

(業務の範囲及び内容)

第3条 流山市上下水道料金徴収等業務委託水準書（以下「水準書」という。）のとおりとする。ただし、受託候補者決定後の協議により業務の範囲及び内容が変更となる場合がある。

(委託金額の上限)

第4条 委託期間における委託金額の上限は、835,000千円（消費税及び地方消費税を除く）とする。

(委託期間)

第5条 業務委託の期間は、契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。ただし、契約締結日の翌日から令和3年3月31日までの期間は、準備期間とし、現在業務委託を受託している者の事務引継ぎ、人材の確保及び従業員の研修並びに電算システムの構築等を行うものとし、その費用については、受託者の負担とする。

(プロポーザルの応募資格要件)

第6条 プロポーザルに応募できる者は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次のいずれかに該当しない者であること。

ア この公告の日からプレゼンテーションの日までの間において、市長から指名停止を受けている者

- イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は当該入札日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - オ 代表者又は役員等が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、若しくは暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と密接な関係を有する者。
- (2) この公告日の前日において、流山市水道事業及び下水道事業会計規程（昭和43年流山市水道事業管理規程第1号）で準用する流山市財務規則（昭和61年流山市規則第12号）第125条第2項に規定する有資格業者名簿（令和2・3年度）競争入札参加資格者（業務委託）のその他業務委託（料金徴収業務委託）に登録されていること。
- (3) 過去10年以内に、給水人口10万人以上の自治体の水道事業に係る検針業務及び収納業務（滞納整理業務を含む）並びに電子計算処理業務を一括して受託し、かつ3年以上継続して受託している実績があること。

(プロポーザル実施スケジュール)

第7条 プロポーザル実施のスケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	日時、期限又は期間
公告 (参加事業者の募集開始)	令和2年10月7日(水) 市掲示板及びホームページへの掲載
参加申請書の提出期限	令和2年10月21日(水)17時まで
参加資格選考結果通知	令和2年10月26日(月)
資料の閲覧	令和2年10月27日(火)から 令和2年11月2日(月)17時まで
質問書提出期限	令和2年11月4日(水)から 令和2年11月9日(月)17時まで
質問への回答期限	令和2年11月16日(月)
提案書及び提案見積の提出期限	令和2年11月27日(金)17時まで
プレゼンテーション	令和2年12月18日(金)
受託候補者の決定 選考結果通知及び公表	令和2年12月21日(月)(予定)
契約内容の詳細協議	令和3年1月上旬(予定)
契約締結	令和3年1月下旬(予定)

(プロポーザルの参加申請)

第8条 プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を正本1部及び副本8部提出すること。

なお、会社概要関係書類については、A4サイズ縦使用、横書き、片面記述、左側綴じとし、図表等でA3版を使用する場合は、A4版に折り綴じとすること。

(1) 申請書類

ア 公募型プロポーザル参加申請書(第1号様式)

イ 実績調書(第2号様式)

※ 受託契約書写しを添付(給水人口が記載されているもの)

ウ 会社概要関係書類

会社概要(業務内容がわかる会社のパンフレットなど)、登記簿

謄本、定款の写し、財務諸表（直近2期分の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書が確認できるもの）

（2）提出期限

令和2年10月21日（水）17時まで（厳守）

（3）提出方法

流山市上下水道局経營業務課へ持参（郵送不可）すること。

（プロポーザル参加資格の審査及び認定）

第9条 参加申込者から提出された書類をもとに、流山市上下水道料金徴収等業務委託事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査を行う。

なお、参加申込者から提出された書類で資格審査ができない場合、審査委員会は期限を決めて書類の追加を求める場合がある。

（参加資格結果通知）

第10条 審査した結果は、プロポーザル参加申請者に対し、「参加資格結果通知書」（第3号様式）により通知するものとする。

（企画提案書の提出）

第11条 前条の規定によりプロポーザルの参加資格を認められた者は、次のとおり企画提案書及び見積書を提出すること。

（1）提出書類及び提出部数

ア 企画提案書（第4号様式）正本1部、副本8部

イ 見積書（第5号様式）

（2）企画提案書の作成

企画提案書は、別添「流山市上下水道料金徴収等業務委託企画提案書作成要領」を参照し、作成すること。

（3）見積書の作成方法

ア 見積書は、第5号様式を用いて作成すること。

イ 見積書に記載する金額は、消費税抜きの金額とし、委託金額の上限以下の金額を記載すること。

ウ 見積書に記載する金額の内訳を添付すること。なお、内訳書は任意様式とする。

エ 見積書は、厳重に封緘し提出すること。

（4）提出期限

令和2年11月27日（金）17時まで（厳守）

（5）提出方法

流山市上下水道局経營業務課へ持参（郵送不可）すること。

（6）提案書の作成及びプレゼンテーションに要する経費は、参加者の負担とする。

（企画提案書類に必要な資料の閲覧等）

第12条 企画提案書類及び見積書の作成のため、必要に応じて資料の閲覧ができるものとする。ただし、個人情報等の記載のあるものについては除く。

（1）閲覧期間等

ア 期間 令和2年10月27日（火）から令和2年11月2日（月）まで（土、日を除く）

イ 時間 9時から17時まで（12時から13時までの間を除く。）

ウ 場所 流山市上下水道局経營業務課窓口

エ その他

閲覧をできる者は、本要領第6条の応募資格を満たしている者とし、閲覧等を希望する者は、事前に経營業務課に連絡し、閲覧日を決定すること。

（質問の受付等）

第13条 本実施要領、水準書及びその他本業務委託に関する質問は、第6号様式により、次のとおり文書又はメールにより提出すること。

なお、質問書を提出できる者は、本要領第6条の応募資格を満たしている者で、1回限りとする。

（1）受付期間 令和2年11月4日（水）から
令和2年11月9日（月）17時まで

（2）提出先 流山市上下水道局経營業務課

（3）メールアドレス suido@city.nagareyama.chiba.jp

（4）質問書を郵送又はメールで提出した場合、その到着を確認すること。

2 質問に対する回答は次のとおりとする。

（1）公表 令和2年11月16日（月）

（2）方法 流山市上下水道局ホームページ

(3) その他 回答は、質問事項に対する回答とし、事業者名は公表しない。また、回答により、事業者選定に公平性を損なうと判断した場合は、質問に対する回答を行わない。

(企画提案書の取扱い)

第14条 提出された企画提案書は、次のとおり扱うものとする。

(1) 企画提案書は、本件調達以外の目的以外で使用しない。

(2) 提出された企画提案書類は、返却しない。

(3) 提出書類の差し替えは一切認めない。

(4) 企画提案書の著作権は、プロポーザル参加者に属するものとし、流山市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、必ずプロポーザル参加者と協議の上で判断する。

(5) 企画提案書に含まれる特許権、実用新案、意匠及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用するものの責任については、原則としてプロポーザル参加申請者が負うものとする。

(審査対象外事項)

第15条 次のいずれかに該当する提出書類については、無効とし審査の対象外とする。

(1) 企画提案書及び提案見積書に記名押印のないもの。

(2) 1つの提案事項に対して、複数の企画提案を行った場合

(3) 同一事項に対して、二通り以上の書類が提出された場合

(4) 共同企業体で作成し提出した書類

(プロポーザル参加の辞退)

第16条 プロポーザル参加を辞退する者は、プレゼンテーション実施日の前日17時までにプロポーザル参加辞退届(第7号様式)を流山市上下水道局経營業務課に提出するものとする。

2 プロポーザル参加辞退届の提出方法は、持参又は郵送とするが、提出前に必ず電話連絡をすることとする。

(プロポーザルの審査)

第17条 プロポーザルにかかる審査は、次のとおり行う。

(1) 審査(参加資格、企画提案書、プレゼンテーション及び質疑)は審査委員会が行う。

(2) プレゼンテーションの日時は、次のとおりとする。

ア 実施日 令和2年12月18日(金)

※ 時間については、企画提案書の提出があった順とし、後日連絡するものとする。

イ 場所 流山市上下水道局 3階大会議室

(3) 企画提案書を提出した事業者(以下「提案事業者」という。)は、次のとおりプレゼンテーションを行う。

ア プレゼンテーションの時間は、提案事業者毎に20分とし、終了後概ね30分程度、企画提案書を含む提案内容について、審査委員会委員による質疑を行う。

イ プレゼンテーションに出席できる人数は、各提案事業者5名までとする。

ウ プレゼンテーションでは、企画提案書の内容にない新たな提案はしないこと。

エ プレゼンテーションに必要なプロジェクター及びスクリーンは、委託者で貸与するため、必要な場合は事前に申し出ること。その他の機器(パソコン等)については、提案事業者が準備すること。

(4) 提案事業者が1社のみであった場合でも審査を行うこととする。

(プロポーザルの審査基準及び採点)

第18条 プロポーザルに係る審査は、企画提案書において提案されている業務についての理解度、各業務のお客サービス向上、業務効率向上の推進方法の適格性を基準とする。

2 審査基準は、提案事業者から企画提案書の質疑を行った後、別添「流山市上下水道料金徴収等業務委託に係るプロポーザル審査基準」に基づき、審査委員会の各委員が採点を行うものとする。

3 審査委員会の委員それぞれの採点結果の平均値を提案事業者の得点とする。小数点以下の端数があるときは、小数点第2位を四捨五入する。

4 提案事業者の得点が、67点未満の場合は、落選とする。
(受託候補者の決定)

第19条 提案事業者のうち、得点が最も高い者を受託候補者と決定する。なお、得点が同点の場合は、見積書の金額が低い者とする。

2 提案事業者が1社の場合は、前条第4項の規定に該当しない場合は、受託候補者とする。

(審査結果の通知)

第20条 受託候補者決定後速やかに審査結果をプロポーザル参加者に書面で通知する。

2 受託候補者と決定した事業者には、公募型プロポーザル選定結果通知書(第8号様式)により通知するものとする。

3 受託候補者に選定されなかった事業者には、公募型プロポーザル非選定結果通知書(第9号様式)により通知するものとする。

4 審査結果は、流山市上下水道局ホームページで、次のとおり公表する。なお、受託候補者以外の事業者は公表しない。

(1) 受託候補者名

(2) 審査における得点

(3) 見積金額(総額のみ)

6 提案事業者は、当該審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

7 審査結果及び審査内容についての問合せについては、一切応じない。

(失格条件)

第21条 プロポーザル参加者及び受託候補者と決定した事業者に、次に掲げる事由が生じた場合は、プレゼンテーションへの参加又は受託候補者の決定を取り消すこととする。

(1) 第6条第1項第1号に該当する場合

(2) 企画提案書作成等に係る不正行為が認められた場合

(3) プレゼンテーションに欠席した場合

(4) 提案見積額が委託金額の上限を超えた場合

(5) その他、審査委員会において不適切と認めた場合

(契約の締結)

第22条 流山市上下水道事業管理者は、受託候補者と企画提案書、水準書により協議を行い、協議が整った場合について、提案見積金額の

範囲内で契約を締結する。なお、契約には、協議内容を書面にしたものを添付するものとする。

- 2 契約保証金は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、受託者が保険会社等との間に委託者を被保険者とする履行保証保険を締結した場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができるものとする。

(企画提案書の瑕疵)

第23条 流山市上下水道事業管理者は、受託候補者との協議において、提出された企画提案書に瑕疵があることが判明した場合は、必要に応じて、個別にヒアリングを行うことができるものとする。

- 2 流山市上下水道事業管理者は、受託候補者の瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なう恐れがあると認める場合は、受託候補者の選定につき既に決定した事項を取り消すことができる。

(次順位者の繰上げ)

第24条 流山市上下水道事業管理者は、受託候補者に委託契約を履行することができない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となったプロポーザル参加者のうち、評価等が上位であった者から順に業務委託についての交渉を行うことができるものとする。

(プロポーザルの延期及び中止)

第25条 本プロポーザルは、都合により延期し、又は取止めることがある。この場合について、応募者は異議を申し立てることはできず、その事由によって損害を受けることがあっても、その賠償を委託者に請求はできないものとする。

(事務局)

第26条 プロポーザル参加者との連絡調整に係る事務局は、流山市上下水道局経營業務課に置く。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年10月7日から施行する。

(要領の廃止)

- 2 この要領は、受託者が流山市上下水道料金徴収等業務を開始した時

点で廃止する。